

「第5次秋田県男女共同参画推進計画(案)」に関する意見の概要等について

項目	NO	意見の概要	県の考え方・対応
推進の柱1  あらゆる分野における女性の活躍推進	1	今の生活水準を向上させられるような就労先が秋田県にあるのか、企業誘致やそういったパフォーマンスは推し進めているのかなど、秋田県としてさらに躍進していくためにも何を行い、県民全員が安心して生活していける環境を構築していこうとしているのかお伺いしたい。	本計画は、第1章「6 計画の性格と期間」に掲げるとおり、男女共同参画社会基本法、女性活躍推進法及び秋田県男女共同参画推進条例に基づき、今後県が行う男女共同参画と女性活躍の推進に関する施策を総合的かつ計画的に進めるために策定するものです。
	2	ケア労働(家事・育児・介護等)への参加に抵抗感のある男性が相談しやすい窓口の設置など、具体的な取組を計画の段階で検討してほしい。また、ケア労働との向き合い方の意識啓発としてセミナー等の取組を計画段階で盛り込むよう検討してほしい。	本計画では、男性の家事・育児・介護等への参画拡大に向けた施策として、第2章「推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進」の「施策の方向(2) 女性一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進」の下に、「基本施策④ 男性の家事・育児・介護等への参画促進」を掲げており、ご意見を参考にいたします。
	3	生活困窮に陥るリスク解消のため、男女間の賃金格差と正規と非正規の待遇格差の解消を推進してほしい。	男女間の賃金格差及び正規と非正規の待遇格差に関しては、その解消について法律で定められていることから、指導や規制を担う秋田労働局等と連携し、各種セミナーなどの機会を通じ、意識啓発を進めていきます。
	4	女性だけでなく、男性のライフステージに応じた支援体制づくりも推進してほしい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	5	女性活躍推進には、男性の活躍推進も平行して取り組むべき課題として、「誰もが輝ける社会づくり」を推進してほしい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	6	事業所における指導(継続就労者優先の排除、性別による役割の排除)の強化を行うこと。	本計画では、企業における取組の促進に向けた施策として、第2章「推進の柱1 あらゆる分野における女性の活躍推進」の「施策の方向(1) 企業における女性の活躍推進や両立支援に向けた取組の促進」の下に各施策を掲げており、ご意見を参考にいたします。
	7	介護や保育の拡充、これらの事業所への補助や助成を行うこと。	番号6に同じ
	8	子供の部活動の送迎やPTA等の負担からの解放が必要。	部活動については、休業日や練習時間を遵守して行うよう今後とも各校に周知します。PTA活動は、一部の方の負担が重くなることのないよう、不公平感のない組織・運営の在り方についてPTA活動の成功事例等を周知します。
	9	ジェンダー平等の推進のために、男性の働きやすさと結婚や子育てに関する取り組みにも力を入れて欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
推進の柱2  健康で明るく安全・安心な暮らしの実現	10	性犯罪・性暴力及びハラスメントの根絶については、男女間に留まらず、全ての人に対する性犯罪・性暴力及びハラスメントの根絶としていただきたい。	ご意見を活かし、第2章「推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の「施策の方向(1) 男女間におけるあらゆる暴力の根絶」を「施策の方向(1) 性暴力やハラスメント等の根絶」に改めています。
	11	暴力の根絶は男女間に限定せず、同性間の暴力も対象として欲しい。	番号10に同じ
	12	子育て支援には、「里親」や「養子縁組」にも力を入れ、子どもを社会的に擁護する環境づくりを推進してほしい。	子どもを社会的に擁護する環境づくりの施策については、次世代育成支援対策推進法に基づき策定した「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」に掲げ取り組んでいます。
	13	若年女性が陥る困難を可視化し、ハラスメント防止にも取り組んで欲しい。	本計画では、ハラスメントの防止に向けた施策として、第2章「推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の「施策の方向(1) 性暴力やハラスメント等の根絶」の下に、「③ ハラスメントの根絶」を掲げており、ご意見を参考にいたします。
	14	健康で明るく安全・安心な暮らしの実現の分野で実効性を増すため、LINE等個別具体的に対応できる体制づくりをすること。	本計画では、第2章「推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の下に各施策を掲げており、ご意見を参考にいたします。
	15	母子家庭・父子家庭それぞれの特性やニーズを把握した上で、それぞれに配慮した施策を進め、父子家庭も含め配慮した記述をして欲しい。	ご意見を活かし、第2章「推進の柱2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現」の「施策の方向(3) 生活上の困難を抱える家庭等に対する支援」の下の、「基本施策① ひとり親家庭等への支援」において、父子家庭にも配慮した記述に改めています。
	16	ヤングケアラーへの支援を施策に入れ、子どもの利益や権利が侵害されないように擁護してほしい。	市町村と連携し実態把握に努めるとともに、要保護児童及び要支援児童の早期発見や適切な保護を図ります。
	17	多胎育児者へ個別対応できる官民協力体制の拡充を図ること。	子育て世代包括支援センターなどにおける好取組等を市町村へ適宜情報提供するなどし、支援の充実に取り組めます。

「第5次秋田県男女共同参画推進計画(案)」に関する意見の概要等について

項目	NO	意見の概要	県の考え方・対応
推進の柱3 男女共同参画 社会の実現に向 けた基盤の強化	18	「男女が互いに人権を尊重し」ではなく、「地域社会を構成する一人ひとりが互いに人権を尊重し」などの文言にして欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	19	県市町村議員選挙の際に必ず男女同数になるよう県条例を制定すること。	地方自治法及び公職選挙法の規定により、議会の議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に限り当該地方公共団体の条例で定めることとされており、性別に係るクォータ制の地方議会への導入については法律事項となります。
計画全体	20	国の第5次男女共同参画計画を踏まえた計画に修正して欲しい。	本計画の策定に当たっては、国の第5次男女共同参画基本計画を勘案しています。
	21	男女共同参画計画は、日本国憲法、人権教育・啓発推進法、男女雇用機会均等法、労働政策総合推進法、女性活躍推進法、自殺対策基本法、いじめ防止対策推進法等の法律を踏まえて策定して欲しい。	本計画の策定に当たっては、各個別法を踏まえています。
	22	岩手県や青森県の計画と比較して、遜色ない計画に修正して欲しい。	本計画の策定に当たっては、他の都道府県男女共同参画計画を参考にしています。
	23	2030年までの目標であるSDGsの理念「だれひとり取り残さない」に沿うために、自発的な情報蓄積や研修などの取組を検討して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	24	SDGsとダイバーシティ及びインクルージョンを重視した社会の発展を促進する計画に修正して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	25	SDGsの推進として、男女平等ではなく、ジェンダー平等の文言を採用して欲しい。	本計画では、第1章「5 計画の目標」において、「SDGsを踏まえたジェンダー平等の視点」を掲げています。
	26	基本目標について、「活躍」や「持続可能性」という呪縛から逃れ、個人としてその尊厳を尊重される社会を目指していける目標を掲げ直すこと。	ご意見として今後の参考にいたします。
	27	人口増を目標に掲げないこと。	本計画では、人口増に関する施策目標は掲げていません。
28	秋田県の現状が可視化されるように、他の都道府県と比較した分析データを提示して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。	
性的マイノリティ	29	多様性について、老若男女問わず認知いただけるような秋田県になってほしい。性的少数者に関して理解浸透できるような広告やピラ等の発信を秋田県が率先して実践いただきたい。	LGBTQなどの性的少数者(性的マイノリティ)の方への対応を含めた多様性に関するご意見を活かし、計画文中に、多様性に配慮しつつ行うことを追記しています。ご意見のあるその他の施策や具体的な取組等に関しては、全国の動向等を調査・研究いたします。
	30	LGBTQに関して、教育の場に留まらないライフサイクルを一貫した対応をすすめていくことを検討してほしい。秋田が誰もが安心して帰れる故郷となることを祈っている。	ご意見として今後の参考にいたします。
	31	「性的マイノリティの人々も働きやすく生活しやすい県を作っていきます」というメッセージが伝わるような計画になってほしい。 ※性的マイノリティへの配慮が計画にもっと盛り込まれれば、若い方々への「開かれた秋田、未来に希望の持てる秋田」という強いメッセージになるため、若者の県外流出を防ぐ力になる。 ※性的マイノリティ支援がある秋田県になれば、秋田県が住みやすそうだから移住しようと思う性的マイノリティの人が秋田に住むことになる。(学校授業の中で積極的に子どもたちに性的マイノリティについて教えて偏見のない子を育てる、企業に性的マイノリティへの配慮を求める、男女の偏見だけでなく、性的マイノリティへの偏見も秋田県を挙げてなくしていく、等)	番号29に同じ
	32	性的マイノリティの存在、その人権についてもある程度の記載が必要。男女のはざまにあると感じている性的マイノリティの方々の居場所がなくなる。第6次計画への記載では遅い。県の計画に性的マイノリティの担当部署を明記すべき。	番号29に同じ
	33	計画に性的マイノリティ、LGBTQについての記述をいれていただきたい。優遇して欲しいのではなく、配慮をお願いしたい。性的マイノリティ、LGBTQ当事者の存在をないがしろにしないほしい。	番号29に同じ

「第5次秋田県男女共同参画推進計画(案)」に関する意見の概要等について

項目	NO	意見の概要	県の考え方・対応
	34	性的マイノリティに関する記述について、山形県のような記述を盛り込み、もう一步踏み込んだ計画にして欲しい。 (参考:山形県男女共同参画計画より) 「性的マイノリティを理由として困難な状況に置かれている方の状況について、国の調査研究の動向を把握するとともに、他の都道府県や民間団体等における取組み状況等の情報収集に努め、本県における取組内容を検討するための基礎資料とします。」	番号29に同じ
	35	「男女共同参画の普及・啓発」「相談体制の整備・強化」「学校等における取組み」など、性的マイノリティに関する記述を広く盛り込んで欲しい。	番号29に同じ
	36	SOGI(性的指向と性自認)ハラスメントの解消を重視し、人権尊重による自殺やいじめを防止する計画に修正して欲しい。	番号29に同じ
	37	性的マイノリティの子どもの利益も保障されるように、多様な生き方を尊重した希望あふれる秋田県を実現して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	38	施策は「異性間」に限定せず、同性間の差別や暴力解消も視野に入れ、「お互いに認め合い思いやる関係の構築」を推進してほしい。	番号29に同じ
	39	男性の女性蔑視や男尊女卑の解消は、女性への暴力だけでなく性的マイノリティに対する暴力も防止とすると認識して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	40	「男女」という言葉は、性別違和のない異性愛者に限定されていないことを認識して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	41	女性には、異性愛者だけでなく同性愛者やトランスジェンダー、性分化疾患などのマイノリティ女性もいることを認識して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	42	あらゆる女性を対象にするため、施策を「男女」間に限定しないで欲しい。	番号29に同じ
	43	DVとデートDVは同性間でも起こるため、「男女」に限定せず、「配偶者やパートナー、恋人」に改めて欲しい。	番号10に同じ
	44	職場づくりでは、労働施策総合推進法を踏まえて、SOGIハラスメント防止を明記して欲しい。	番号29に同じ
	45	男女雇用機会均等法を踏まえて、同性間ハラスメントの防止も明記して欲しい。	番号29に同じ
	46	「男女ともに」ではなく、「SOGI(性的指向と性自認)に関わらず」と異性間に限定しない文言にして欲しい。	番号29に同じ
	47	男女格差の解消推進のために同性カップルへの結婚や子育ての支援を施策に入れて欲しい。	番号29に同じ
	48	発達の段階に応じた健康教育に、性的マイノリティに関する指導を追加していただきたい。	県教育委員会では、教職員を対象とした指導者研修会や各校で実施している性教育講座の中で、性的マイノリティについて扱っています。今後も、各種研修会において、性的マイノリティについて適宜取り上げ、理解が進むよう努めます。
	49	DVとデートDVの予防教育では、SOGI(性的指向と性自認)の多様性についても啓発して欲しい。	番号29に同じ
	50	固定的性別役割分担意識の解消は、異性愛者をモデルケースに限定せず、親子世帯や同性カップル世帯など、多様な世帯をモデルケースとして推進して欲しい。	番号29に同じ
	51	性の健康は、生殖に限定した性教育ではなく、セクシュアリティを包括した性教育を行って欲しい。また、国連教育科学文化機関(ユネスコ)の「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」を活用して欲しい。	県教育委員会では、これまでに「性教育」の範疇としてとらえられている内容に加え、その前提となる教育を含む広義の概念として「性に関する指導」という名称を用い、研修会や講座等を実施しています。「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」の活用については、今後検討します。
	52	人権の尊重と理解促進に、性的マイノリティに対する理解促進を追加していただきたい。	番号29に同じ

「第5次秋田県男女共同参画推進計画(案)」に関する意見の概要等について

項目	NO	意見の概要	県の考え方・対応
	53	固定的な性別役割分担意識の解消には、SOGI(性的指向や性自認)の理解が不可欠と認識して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	54	性同一性障害は国際的には使用されていません。国内でも性別違和が採用されているため職員の認識を更新して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	55	性的マイノリティへのプライバシー侵害を防止するため「アウティング」禁止についても明記して欲しい。	番号29に同じ
	56	男女共同参画副読本には、いじめや自殺防止のために「性的マイノリティの人権」を記載して欲しい。また、性別違和のない異性愛者や家族モデルに限定することなく、多様な生き方や家族モデルを紹介して欲しい。	番号29に同じ
	57	子どもの性的マイノリティに限定せず、全課を対象に成人の性的マイノリティの社会的不利益を改善する施策を行って欲しい。	番号29に同じ
	58	SOGI(性的指向や性自認)の研修を、全課の職員を対象に開催し、人権教育を行って欲しい。地域社会の差別解消には、県職員の人権意識の改善が重要と認識して欲しい。	番号29に同じ
	59	県庁全体として対応できるよう、職員向けマニュアルを作成し、性的マイノリティ対応の研修を計画に盛り込んで実施して欲しい。	番号29に同じ
	60	LGBT等へ個別対応できる官民協力体制の拡充を図ること。	番号29に同じ
	61	秋田県が様式を定めている行政文書について、性別の区分けが必要な文書や法的に記載を義務づけられている文書を除き、性別欄を廃止する方針を固め、全庁に対応するよう通知することを計画に盛り込んで欲しい。	番号29に同じ
	62	同姓パートナーシップ制度の導入について、賛否両論あると思いますが、秋田県においても是非制度施行の検討をお願いしたい。	番号29に同じ
	63	茨城県、大阪府、群馬県、三重県など同様にパートナーシップ制度を導入し、事実婚の同姓カップルにも安全安心な生活環境を保障して欲しい。	番号29に同じ
	64	女性の県外流出の改善のため、働きやすさと結婚や子育てにおけるダイバーシティ戦略を進めて欲しい。ダイバーシティは性別違和のない異性愛者に限定せず、同性カップルも対象に推進して欲しい。	ご意見として今後の参考にいたします。
	65	「誰もが」に多様性が担保されているように見えず、人権の観点を具体的に盛り込む必要性を感じる。高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等を具体的に挙げた上で計画に多様性を盛り込んで欲しい。女性のリーダーを作る事だけではなく、多様性を認め、全ての人々が活躍できる環境づくりが必要。	番号29に同じ
防災	66	自然災害の増加により県民生活が脅かされている現状を踏まえて、防災も必須項目として欲しい。	自然災害への対応については、秋田県地域防災計画に基づき対策を推進します。
	67	地震、津波、噴火、集中豪雨、竜巻、豪雪等の自然災害から県民を守る施策が欠如しているため、計画を策定して欲しい。	自然災害による人的・物的被害の最小化のため、秋田県地域防災計画に基づき防災対策を進めています。
	68	避難所運営は、ジェンダー平等の視点で推進し、固定的な性別役割分担意識が強化されないように防止策を講じて欲しい。	秋田県地域防災計画では、避難所運営において女性の意見やニーズが尊重されるよう、避難者による自治的な運営組織に男女両方が参画すること、責任者や役員のうち女性が3割以上参画することを目標に定めています。また、そうした責任を担うことになり得る自主防災組織の役員の中に女性を含めるよう市町村に助言しています。
	69	女性の生理用品だけでなく、尿取りパッドなどの男性の生理用品なども備蓄対象として欲しい。	秋田県地域防災計画に基づき、市町村等のニーズを踏まえて、定期的な備蓄物資の見直しの際に検討します。また、自助の役割も大きいため、機会をとらえて県民に対し備蓄への普及・啓発を行います。
	70	多様なマイノリティが安全安心に避難所を利用可能にするために、年代、セクシュアリティ、障害、人種、宗教、国籍など多角的な視点で安全確保に留意して欲しい。	秋田県地域防災計画に基づき、多様な主体の意見を踏まえ、避難所での生活のルールづくりを行い、避難所の安全安心な運営管理がされるよう努めます。また、平時から多様な主体の意見が受け入れられよう防災思想の普及・啓発も推進します。

「第5次秋田県男女共同参画推進計画(案)」に関する意見の概要等について

項目	NO	意見の概要	県の考え方・対応
	71	性別違和により戸籍性や戸籍名などが重要な個人情報になっている場合には、プライバシー保護が厳守されるように配慮して欲しい。(避難所)	個人情報の取扱いについては、十分に注意してプライバシーの保護に努めます。
	72	同性カップル世帯が差別や偏見から人種侵害されないように、プライバシー保護が厳守されるように配慮して欲しい。(避難所)	番号71に同じ
	73	健全な性別違和のない異性愛の男女モデルに限定せず、ダイバーシティ&インクルージョンを踏まえた防災を推進して欲しい。	秋田県地域防災計画に基づき、被災者一人ひとりの視点、立場に寄り添った防災対応ができるように、市町村と連携して防災対策を推進します。
審議会	74	どのような立場の方が公的な計画の審議を行ったかは県民にとって重要な事項であり、計画に記載するべき。	ご意見を活かし、秋田県男女共同参画審議会委員名簿及び計画策定経過に関する資料を本計画に添付します。
	75	男女共同参画審議会委員には、知識と経験に基づいて意見を述べられる人材を採用して欲しい。また、公募による選任を行って欲しい。	秋田県男女共同参画審議会委員は、学識経験のある方から任命しています。また、広く県民の皆様の意見を県政に反映させるため、委員の公募も行っています。
	76	計画には男女共同参画審議会委員の名簿も必ず添付して欲しい。	番号74に同じ